

楡の会こどもクリニック通信第14号

## “発達の障害”と“発達障害”

こどもクリニック院長

石川 丹

楡の会をご利用の障害児あるいは障害者と言われる方々の障害は、従来は法的には知的障害と身体障害の二つにカテゴリーに分類されていましたが、昨年からは新しい法律用語である“発達障害”という語で表現されるカテゴリーが出来ました。

障害児と長くお付き合いさせて頂いている私たちは、脳性麻痺、肢体不自由などの身体的な障害の子も、精神遅滞、ダウン症候群などの知的な障害の子も、精神遅滞を伴わない自閉症や注意欠如多動障害の子も、みんな発達障害の子と呼んで来ました。

しかし、新しい“発達障害”に相当する子どもたちは精神遅滞を伴わない自閉症、注意欠如多動障害、学習障害、アスペルガー障害（これらを軽度発達障害と言う場合もあります）などに限定されることとなります。

従って、今後は発達障害と言うと、精神遅滞を伴わない自閉症、注意欠如多動障害、学習障害、アスペルガー障害（これらを軽度発達障害と言う場合もあります）などの子どもたちのみを指す、というふうに理解する人がいても不都合は無いということになりました。

つまり、発達障害という言葉が法律用語として用いると、身体的あるいは知的な発達に障害を持つ子は含まれない、ということになってしまいます。

たいへんややっこしいことになってしまったということでもあります。

そこで提案です。

法律用語としての“身体障害” “知的障害” “発達障害” の三つをまとめて表現するときには、“発達の障害” というふうに言うのは如何でしょうか。

従来からの意味を込めて発達障害と言う時も、“発達の障害” という言い方をして、法律用語としての“発達障害” と混同しないようにするのが、よろしいのではないのでしょうか。